再エネ特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気に係るもの（再エネ特措法交付金相当額に係るものを除く。）を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、地帯間販売送電料（電源線に係る収益に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益及び再エネ特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気の料金を除く。）及び他社販売送電料（電源線に係る収益に限る。）（以下この⑻において「地帯間購入送電費等」という。）を、発生の主な原因に応じて、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理し、非離島供給費用に整理された地帯間購入送電費等を、アンシラリーサービス費用、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。また、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）及び他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）を、送電費に整理すること。また、地帯間購入電源費及び地帯間販売電源料を、送配電関連費用に配分することにより整理すること。

⑼　⑻により整理された送配電関連費用（配電需要家費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を除く。以下この⑼において同じ。）を、直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第11条又は託送料金算定規則第11条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費用（以下この⑼及び⑽において「送配電関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電関連費用（以下この⑼及び⒀において「送配電関連可変費用」という。）に配分することにより整理し、⑻により整理された送配電非関連費用（非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を除く。以下この⑼において同じ。）を、改正法附則第18条第１項若しくは第20条第１項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第18条第３項の規定により同条第１項の認可を受けたとみなされる改正法第１条の規定による改正前の法第19条第１項若しくは第４項による旧供給約款の認可若しくは届出、又は旧法第19条第４項による特定小売供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近のもの（以下「直近の特定小売供給約款の認可等」という。）に当たり、小売料金算定規則第８条又は小売料金算定規則附則第２項の規定により廃止された一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号。以下「旧小売料金算定規則」という。）第８条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用（以下この⑼及び⑾において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この⑼及び⒀において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、託送料金算定規則第11条又は小売料金算定規則第８条に規定された基準により整理すること。

この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。また、他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）を、第２条第２項の基準により、送配電関連固定費用及び送配電関連可変費用に配分することにより整理すること。

⑽　［略］

用に限る。）、地帯間販売送電料（電源線に係る収益に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）及び他社販売送電料（電源線に係る収益に限る。）（以下この⑻において「地帯間購入送電費等」という。）を、発生の主な原因に応じて、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理し、非離島供給費用に整理された地帯間購入送電費等を、水力発電費のうちのアンシラリーサービス費用又は非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちのアンシラリーサービス費用又は非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちのアンシラリーサービス費用又は非アンシラリーサービス費用及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。また、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）及び他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）を、送電費に整理すること。また、地帯間購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。）及び地帯間販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）を、送配電関連費用に配分することにより整理すること。

⑼　⑻により整理された送配電関連費用（配電需要家費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を除く。以下この⑼において同じ。）を、直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第11条又は託送料金算定規則第11条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費用（以下この⑼及び⑽において「送配電関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電関連費用（以下この⑼及び⒀において「送配電関連可変費用」という。）に配分することにより整理し、⑻により整理された送配電非関連費用（非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を除く。以下この⑼において同じ。）を、改正法附則第18条第１項若しくは第20条第１項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第18条第３項の規定により同条第１項の認可を受けたとみなされる改正法第１条の規定による改正前の法第19条第１項若しくは第４項による旧供給約款の認可若しくは届出、又は旧法第19条第４項による特定小売供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近のもの（以下「直近の特定小売供給約款の認可等」という。）に当たり、小売料金算定規則第８条又は小売料金算定規則附則第２項の規定により廃止された一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号。以下「旧小売料金算定規則」という。）第８条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用（以下この⑼及び⑾において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この⑼及び⒀において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。

この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、地帯間購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、地帯間販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。また、他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）を、第２条第２項の基準により、送配電関連固定費用及び送配電関連可変費用に配分することにより整理すること。

⑽　［略］